

JETRO

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

## ブラジル 編

2011年3月



## 第 7 節 無方式の権利

### 不正競争

#### 7.1. 準拠法

不正競争は法律第 9279/96 号（産業財産法）、法律第 8884/94 号及び法律第 8137/90 号により規制され、これらの法律は犯罪となる不法行為、及び当該行為に対する刑罰を定めている。

#### 7.2. 定義及び内容

ブラジル法は 2 種類の違法な競争、すなわち、不正競争及び経済秩序に対する侵害を禁じている。

法律第 9270/96 号により規制される不正競争は、別の事業者に損害を与えることを目的とした事業者の行為をいう。経済秩序に対する侵害は社会における犯罪を指す。

上記 2 つの状況に対しては民事上及び刑事上の制裁措置がとられる。以下に示すように、経済秩序に対する侵害に関しては行政上の処罰も可能である。

#### 7.3. 不正競争

産業財産法により規制される不正競争は、別の事業の違法行為によって特定の事業に生じる損害をいう。

産業財産法は極めて包括的であり、不正競争を構成する多くの行為を定めている。

例示するために、法律第 9279/96 号第 195 条に説明されている行為をいくつか引用する。不正競争罪は次の行為を行う者により行われる。(i) 何らかの手段で、個人的利益のために競争者に関する虚偽の有害な主張を發表すること、(ii) 優位な立場を得るために競争者に関する虚偽の情報を述べる若しくは頒布すること、(iii) 自身の利益又は他者の利益のために、不正な手段を用いて、競争者から顧客を転向させること、(iv) 製品又は企業間の混同を生じさせるために、他者の宣伝表現又は標識を使用又は模倣すること、(v) 他人の商号、会社名又は社章を違法に使用する者、又は、かかる表示を用いて製品を販売、展示、販売の提供又は仕入れること、(vi) 同意なく他人の製品の名称又は商号を自らの名称又は商号に置き換える者、(vii) 当該不正競争がより重大な犯罪を構成しないことを条件に、他者の容器又は包装を用いて、模倣品又は粗悪品を販売若しくは展示し、又は販売に供し、あるいは、当該模倣品又は粗悪品が、模造若しくは偽造されたにもかかわらず、類似の製品を販売するために使用すること、及び、(viii) 特許出願中である又は特許が付与されているとし、製品を販売、展示又は販売に供すること、又は、登録工業意匠を不当表示すること、あるいは、広告又は商業紙 (commercial papers) に特許出願中、特許取得済又は登録済と虚偽の告知をすること。

#### 7.4. パッシング・オフ

パリ条約第 10 条の 2 の規定に基づき、産業財産法第 195 条は虚偽情報又は消費者に誤認を生じる情報の流布を規制している。

産業財産法で規制される行為の中で、次のものを例示する。(i) 製品又は企業間における誤認を生じさせるための、他人の広告表現又は標識を使用又は模倣すること、(ii) 他人の商号、事業所の名称若しくは商標を違法に使用すること、又はかかる表示を伴った製品を販売し、展示し若しくは所蔵すること（産業財産法第 195 条 (IV) 及び (V)）。

以下に示すように、これらは違法行為であり、刑事罰にも処せられる。

同様にパリ条約第 10 条の 2 の規定に基づき、消費者保護法は、誤認を生じる広告を禁止している。同法は、誤認を生じる広告とは、その全部若しくは一部が虚偽であり、周知性を有するあらゆる情報又は通信、あるいは消費者に製品及びサービスの性質、特徴、品質、量、特質、出所、価格及びその他の情報に関し誤認を生じさせるおそれがある省略を含むその他の手段であると定めている（法律第 8087/90 号第 37 条）。

## 7.5. 刑事罰

上記の犯罪は 3 ヶ月から 1 年の禁固又は罰金の支払のいずれかに処せられる（法律第 9279/96 号第 195 条）。次の場合には、罰金は 3 分の 1 から 50% の割増となる。

(i) 行為者が特許権者、登録権者又は実施権者の代表者、受任者、代理人、パートナー又は従業者であるか、過去にそうであった場合、(ii) 改変、模造、又は模倣されたブランドが著名である場合、周知である場合、又は証明商標である場合、あるいは、団体商標である場合（産業財産法第 195 条補項、第 196 条）。

さらに、被害者は、流通前に包装又は製品に含まれる偽造商標の捜索・押収の予備的措置及びその偽造商標の廃棄を請求することができる（産業財産法第 202 条）。

## 7.6. 民事上の罰則

不正競争は違反者を民事上における損害賠償にも処する。

この場合、被害者は、その自由裁量により、損害賠償を求めて訴えを提起することができる。損害賠償額は、違反が生じていなかった場合に被害者が取得していたであろう利益の額によって決定される（産業財産法第 208 条）。

被害者はさらに、他人の信用又は事業に損害を生じるおそれのあるもの、あるいは、商業もしくは工業企業間又はサービス提供者間、又は市販の製品及びサービス間に混同を生じるおそれのある不正競争で、法律により定められていないものによって生じた損失に関して損害賠償を取得する権利を有する（産業財産法第 209 条）。

利益の損失は次に掲げるもので、被害者にとり最も有利なものを使用して決定される。(i) 違反が生じていなければ被害者が取得していたであろう利益、(ii) 違反者が得た利益、又は、(iii) 製品を合法的に利用するための実施許諾を取得するために

違反者が権利者に支払わなければならなかったであろう額に等しい対価（産業財産法第 210 条）。

## 7.7. 経済秩序に対する侵害

法律第 8.884/94 号（「LC」）に基づき、社会は法律で保護される法的権利を受任し、経済擁護行政委員会（CADE）が競争違反を予防、禁止することに関し、行政上の責任を有する機関である（LC 第 1 条）。

### 7.7.1. CADE

ブラジル全土に管轄権を持つ機関である経済擁護行政委員会（CADE）は、経済秩序に対する侵害を抑制することを委託された独立の連邦機関である。

### 7.7.2. 経済秩序に対する侵害の形態

会社及びその各経営者は様々な形態の経済秩序に対する侵害について共同して責任を有する（LC 第 16 条）。事実上又は法律上、同一の経済グループに属する会社又は事業体は、かかる侵害について共同して責任を有する（LC 第 17 条）。

故意がない場合にも、以下の効果を生ずることを目的とした行為は経済秩序に対する侵害とみなされる：(i) 自由競争又は自由な企業活動を制限、偽装又は何らかの方法で侵害すること。(ii) 製品又はサービスの関連市場を支配すること。(iii) 専横的に利益を増加させること。(iv) 支配的地位を濫用的に行使すること（LC 第 20 条）。

法律に列挙されている様々な行為のうち、上記の効果を生ずる限りにおいて、特に以下の行為を挙げる。(i) 競争者と共謀して、何らかの方法で、一定の製品又はサービスの販売の価格及び条件の設定又は申出をすること。(ii) 完成品若しくは半完成品又はサービスの市場、あるいは原材料又は中間製品の供給源の市場を分け合うこと。(iii) 新規参入企業の市場へのアクセスを制限又は抑制すること。(v) 競争会社の設立、運営あるいは発展に困難をもたらすこと、あるいは一定の製品又はサービスに関する供給業者、購入者又は出資者の設立、運営又は成長に困難をもたらすこと。(vi) 一般入札又は行政入札において事前に価格又は利益に関し合意をすること。(vii) 不正の手段で第三者の価格に影響を及ぼすこと。(viii) 技術研究開発及び生産を制限若しくは支配するため、又は製品及びサービスの生産若しくはその販売のための投資を抑制するための合意により、一定の製品又はサービスの市場を管理すること。(ix) 費用価格を下回る価格で製品を不当に販売すること。(x) GATT のアンチダンピング協定及び補助金協定の締約国以外の輸出国から費用を下回る価格で資産を輸入すること（LC 第 21 条）。

## 7.8. 行政上の罰則

経済秩序に対する侵害には次の制裁金（罰金）が適用される。(i) 会社の場合、査定可能であれば、潜在的な違反により得られる利益を下回らない、直近の事業年度の課税前の総売上高の 1~30%の制裁金、(ii) 会社の違反行為に関し直接又は間接的に責任を有する経営者の場合、専ら当該経営者個人に課されることとなる、当該会社に課された罰金の 10%から 50%の制裁金、(iii) その他の個人、又は公法人若しくは

私法人、あるいは、事実上又は法律上の事業体若しくは人の団体で、暫定的なものであるか及びその法的根拠を有するか否かを問わず、当該事業活動に従事していないものの場合で、総売却額の基準が採用できない場合、罰金は 6,000~6,000,000UFIR（基準租税単位）、又はそれに代わる単位を基準とした制裁金（LC 第 23 条）。

反復して行われた違反に対する制裁金は倍額として課される（LC 第 23 条補項）。

また、違反行為の重大性及び公共の利益の要請により、上記の規定を損なうことなく、次の制裁金が個別に又は累積的に課されることもある。(i) 違反者の費用負担で、1~3 週間連続して、略式判決を裁判所が指定する新聞において 2 日連続の半ページ掲載をすること。(ii) 5 年以上の、連邦、州、市町村、連邦区機関及びその関連機関との購入、販売、事業、サービス、利権契約を含む、公的融資の資格剥奪、公共入札への参加禁止。(iii) その他、経済秩序違反の排除のために、会社の分割、会社の経営権の譲渡、資産の売却、事業の一部停止、又はその他の反トラスト措置（LC 第 24 条）。

経済秩序に対し有害な行為及び状況が、CADE 理事会により停止が求められる決議がなされた後においても停止していない場合、又は法規定が遵守されていない場合、違反行為者に対しては追加の制裁金が課される（LC 第 25 条）。

CADE の決議の執行は、CADE の裁量により連邦管区又は違反行為者の居所の所在する連邦裁判所に提起されるものとし（LC 第 64 条）、人身保護令状及び職務執行令状に関するものを除き、その他全ての種類の訴訟に優先するものとする（LC 第 68 条）。

## 7.9. 刑事上の罰則

法律第 8137/90 号は、経済秩序を侵害し、犯罪とみなされる行為として次のものを列挙している。

I – 経済力を濫用し、次の方法により、競争を部分的若しくは全面的に競争を支配又は排除すること。a) 会社の協定若しくは契約、b) 会社の割当数量、株式、債券若しくは権利の取得、c) カルテル、吸収合併、整理統合若しくは合併、d) 会社、関連会社、被支配会社又は個人が所有する株式、債券、割当数量若しくは権利の集中、e) 会社の事業の部分的又は全面的停止、f) 競争者の組織、運営若しくは発展の妨害。

II – 次に掲げることを目的として、入札者間で合意、協定、取り決め又は連携を結ぶこと。a) 販売又は製造の価格又は数量の人為的に定めること、b) 会社又は会社グループによる地域市場の支配、c) 競争者に損害を及ぼし、流通網又は供給網を支配すること。

III – 全面的又は部分的な、独占状態の創出又は競争の排除を目的として、経済グループ内の取り決め又は合意により商品又はサービスの価格を決定すること。

IV – 全面的又は部分的な、独占状態の創出又は競争の排除を目的として、消費財の生産を妨害、牽制し、あるいは消費財の破壊又はそれを無用のものにする事。

V – 取り決め若しくは合意、又はその他の不正の手段により、競争会社又は原材料供給者に損害を及ぼすために価格変動を誘発すること。

VI – 競争を妨げる目的で、費用価格を下回る価格で商品を販売すること。

VII – 自己の市場における支配的な立場を利用して、商品又はサービスの価格を値上げすること（法律第 8137/90 号第 4 条）。

次に掲げるものは同じ種類の犯罪とみなされる。(i) 競争に損害を及ぼし、広告の宣伝、流布又は伝達において独占を要求すること。(ii) 商品の販売又はサービスの利用の条件として他の商品の取得又は他のサービスの利用を義務付けること。(iii) 商品の販売又はサービスの利用の条件として任意で決定される数量の取得を条件とすること。(iv) 会社の役員、管理者若しくは経営者による管轄当局への通報に関する不当な拒絶、又は生産費若しくは販売価格に関し不正確な情報を提供すること（法律第 8137/90 号第 5 条）。

こうした犯罪の遂行により、違反者は 2～5 年の禁錮又は罰金の支払いに処せられる（法律第 8137/90 号第 4 条）。

#### 7.10. 民事上の罰則

罰金又は作為義務若しくは不作為義務を課す CADE 理事会により採択された決議は、有効な裁判外執行文書を構成し（LC 第 60 条）、当該決議は、CADE の自由裁量により、連邦管区の連邦裁判官又は本社若しくは判決債務者の住所の所在する場所の管轄権を有する連邦裁判官により執行される。

罰金のほか、作為又は不作為義務をその目的に含む執行の際には、裁判所はかかる義務の具体的な履行を言い渡すか、遵守に相当する実質的な結果を確保する行為を定める（LC 第 62 条）。具体的な履行又は同等の実質的な結果を得ることができない場合にのみ、当該義務は損害賠償請求訴訟に移行される（LC 第 62 条第 1<sup>0</sup>項）。

具体的な履行を確保する必要がある場合、裁判所は、破産管財人を任命し、会社への介入を決定する（LC 第 69 条）。

法律はさらに、被害者が法律第 8078/90 号第 82 条に基づき自己又は利害関係者のために、訴訟を考慮して延期されることのない行政訴訟とは無関係に、反トラスト措置並びに発生した損失及び損害賠償の判決により、裁判所で個別の又は広範な利益を防御することができるかと定めている（LC 第 29 条）。

経済秩序侵害が権力及び権利の濫用、法律違反、違法な事実若しくは行為、又は規約若しくは定款違反を伴う場合には、常に、経済秩序侵害で告発された当事者の法人格が考慮されないことがあるということは重要である。この法人格は、不良経営によ

る当該会社の破産、債務超過、廃業又は業務停止の場合にも尊重されないものとする（LC 第 18 条）。

## 7.11. 企業秘密

### 7.11.1. 準拠法

企業秘密及びノウハウを含む秘密情報は、法律第 9.279/96 号（以下、「産業財産法」）、法律第 10.603/2002 号、及びブラジル刑法（以下、「刑法」）により規制されている。

### 7.11.2. 内容

企業秘密とは、「物理的なもの（支持物）と一体になっているか否かに関わらず、一定の競争者にはアクセス不能であり、当該情報を保持し、使用する者もの競争上の優位を表す一連の情報」と定義することができる。「この定義はノウハウにも適用される<sup>4)</sup>」。

同意のない当該情報の開示は、ブラジル法によって処罰され、刑事上の罰則にも処せられる。

産業財産法は、次の行為を不正競争罪に分類している。(i) 公知のもの又は専門家には自明であるものを除き、工業所上若しくは商業上、又はサービスの提供において利用可能であり、契約又は雇用関係により入手可能であった秘密の専門技術、情報又はデータを、契約終了後も、同意を得ずに開示、利用又は使用すること。(ii) 違法な手段により取得し、又は、詐欺的手段により入手した情報の知識を、同意を得ずに開示、利用又は使用すること（産業財産法第 195 条（XI）及び（XII））。

これらの行為は、「不正競争」の項に説明されているように、適用可能な損害賠償及び産業財産法の規定を損なうことなく、3 ヶ月から 1 年の禁錮、又は罰金の支払いに処せられる。

前述の行為が不正競争の状況を推定することに言及することは重要である。行為が他の目的のために行われた場合、当該事項には刑法第 153 条及び第 163 条が適用される。

#### 秘密の開示

第 153 条-開示が他人に損害を与える場合、受取人又は所有者の存在する私的文書又は秘密通信の内容を理由なく開示すること。

刑罰-1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の禁錮又は罰金

第 1 項 私訴にのみに基づく。

---

<sup>4</sup> BARBOSA, Denis Borges. Introduction to Intellectual Property. 2nd. Edition, 2003, page 661.

第 1-A 項 行政上の情報システム又はデータベースに収録されているか否かを問わず、法律に定められている秘密情報又は機密情報を理由なく開示すること。

刑罰-1年以上4年以下の禁錮、及び罰金。

第 2 項 行為が行政に損害を及ぼす場合には、強制的に刑事訴追が行われる。

#### **職業上の秘密の侵害**

第 154 条—開示が他人に損害を与える可能性がある場合に、役職、仕事、地位又は専門により入手できた秘密を理由なく開示すること。

刑罰—3ヶ月以上1年以下の禁錮、又は罰金

補項—私訴のみに基づく。

法律第 10603/2002 号は、不正な商業使用に対し、動物用医薬品、化学肥料、農薬、及びこれらの成分などの販売のための登録の許可又は維持の条件として、管轄当局に提供される試験結果に関する情報およびその他の機密情報の保護を定めている（法律第 10603/02 号第 1 条）。

保護期間は次の通りである。(i) 新たな化学物質又は生物物質を使う製品については、登録付与日から最初の 10 年間、又はいずれかの国で情報が最初に開示されるまでの期間のうち、いずれか早く到来するもの。ただし、少なくとも 1 年間の保護保証が与えられる、(ii) 新たな化学物質又は生物学的物質を使わない製品については、登録付与日から最初の 5 年間、又はいずれかの国で情報が最初に開示されるまでの期間のうち、いずれか早く到来するもの。ただし、少なくとも 1 年間の保護保障が与えられる、(iii) 前記 I 及び II に定める製品の登録免許にさらに必要な新たなデータについては、相応する登録の内容に付与される保護期間の残存期間、又は新たな情報の提示から 1 年のうち、いずれか早く到来するもの（法律第 10603/02 号第 4 条）。

このことは、前記の期間中は、登録権者の事前の許可を得ることで、担当当局により第三者の登録免許の通知又はその付与の正当化するために使用する場合にしか、当該情報を使用することができないことを意味している（法律第 10603/02 号第 5 条）。

ただし、次の場合に加え、担当当局は、ブラジルにおいて販売されていない製品に対する登録付与から 2 年が経過していることを条件に、第三者の請求により、その登録付与のために、秘密情報を使用することができる。(i) 連邦行政機関により宣言される公共の利益又は非常事態の場合、(ii) 経済秩序に対する侵害の場合（法律第 10603/02 号第 7 条及び第 8 条）。



[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。